

## 戸籍法の見直しに関する要綱案についての検討事項（１）（案）

## 第１ 戸籍の謄抄本等の交付請求

## １ 第三者請求の要件の表現振り

## （１）Ａ案

A 1 案 ア 自己の権利若しくは権限を行使するために必要があること又は国若しくは地方公共団体に提出する必要があることを明らかにした場合

イ 市町村長がアに準ずる場合として戸籍の記載事項を確認するにつき〔相当／正当〕な理由があると認める場合

A 2 案 自己の権利若しくは権限を行使するために必要があること又は国若しくは地方公共団体に提出する必要があることその他の戸籍の記載事項を確認するにつき〔相当／正当〕な理由があることを明らかにした場合

## （２）Ｂ案

B 1 案 ア 自己の権利若しくは権限を行使し又は〔（法的）利益を実現する／義務を履行する〕ために必要があること又は国若しくは地方公共団体に提出する必要があることを明らかにした場合

イ 市町村長がアに準ずる場合として戸籍の記載事項を確認するにつき〔相当／正当〕な理由があると認める場合

B 2 案 自己の権利若しくは権限を行使し又は〔（法的）利益を実現する／義務を履行する〕ために必要があること又は国若しくは地方公共団体に提出する必要があることその他の戸籍の記載事項を確認するにつき〔相当／正当〕な理由があることを明らかにした場合

（注１）上記Ａ案及びＢ案については、以下の考え方から整理したものである。

（１）Ａ１案は、戸籍法の見直しに関する要綱中間試案（以下「試案」という。）に沿ったものである。本提案自体に対する反対意見は少なかった。なお、Ａ１案の「イ」の「市町村長がアに準ずる場合として戸籍の記載事項を確

認するにつき〔相当／正当〕な理由があると認める場合」の要件は、「アに準ずる場合」という限定が付されており、市町村長に自由裁量を認めるものではない前提である。

(2) A 2案は、パブコメの結果、試案の「イ」の要件につき、「市町村長が相当な理由があると認める場合」という表現振りが市町村長に要件存否の判断に際して広い裁量を認めるかのように読めるため適当でないとの意見が出されたことを踏まえ、〔相当／正当〕な理由の存在自体を客観的な要件とし、A 1案の「ア」の事項をその例示として位置付けたものである。

(3) B案は、パブコメの結果、権利・権限行使という表現が限定し過ぎであって、例えば債務者が債権者が死亡した時に自らが弁済すべき債権者の相続人を特定するために戸籍謄本が必要な場合等が含まれず適当でない等の意見が出されたことを踏まえて、「(法的)利益の実現」又は「義務の履行」との文言を加えるものである。もっとも、A案によっても「権利・権限行使」の意義を広く解することによってそのような懸念に対処することは可能であり、A案とB案の実質的な差異はないとも言える。また、B 1案とB 2案との相違点及びその理由は、A 1案とA 2案とのそれと同じである。

(注2) 試案においては「国若しくは地方公共団体の事務を行う機関等」とされていたが、本検討事項案においては「の事務を行う機関等」を削除していることにつき、後記4(注2)を参照。

## 2 第三者請求の要件を満たすものとして示すべき具体例

試案別紙1ア前段d e, イb cについてどのように扱うべきか。

## 3 戸籍に記載されている者等による請求

試案第1・1(2)A案とすることでよいか。

(注) パブコメの結果、この点についての意見は分かれた。B案を支持する意見は、自分が戸籍に記載されていない以上、「個人」に関する情報を保護する観点からすると、その配偶者、直系尊属及び直系卑属であっても、その戸籍の記載事項を知ることについては、前記1の第三者請求の要件を満たすべきであるとするが、

戸籍に記載されている者と密接な親族関係を有する配偶者、直系尊属及び直系卑属がその戸籍の記載事項を知ることについては社会通念上一般に許容されていると考えられるし、これらの者について現行の取扱いを変更しなければならないような実害も特に指摘されておらず、むしろ、これらの者についてまで第三者請求として請求の理由を記載させることは、市町村における窓口事務の負担増加等の弊害が生ずるとの意見があり、また、代理請求による処理も考えられるが、手続的に迂遠であり、特に高齢の親を代理して請求する場合には、委任状作成等、高齢者に負担をかけることになる等の意見もあった。

#### 4 公用請求

国又は地方公共団体は、その事務を遂行するために必要であることを明らかにした場合には、戸籍の謄抄本の交付請求をすることができるものとする。

(注1) パブコメの結果、本提案については、その運用上の問題点は若干指摘されたものの、特段の反対意見は見られなかったため、基本的に試案第1・1(3)の提案どおりとすることでよいと考えられる。

(注2) 試案においては、「国又は地方公共団体の事務を行う機関等」とされており、国又は地方公共団体の事務を行う独立行政法人等を読み込む整理をしていたところ(試案第1・1(1)(注2))、以下のとおり、「国又は地方公共団体の事務を行う機関等」の外延を明確に画するのは極めて困難であるため、本検討事項案においては「の事務を行う機関等」は削除している。すなわち、①国又は地方公共団体の事務を行う主体の範囲の拡大に対応するという視点から、まず、そのような事務を定型的に行っていると見られる法人をその設立手続に着目して種類分けするアプローチが考えられ、このようなものとしては、「独立行政法人」「特殊法人」「特別の法律により設立される民間法人」が一応考えられるが、「独立行政法人」は、平成18年4月1日現在104法人が、「特殊法人」は、同日現在38法人が、「特別の法律により設立される民間法人」は、平成17年10月1日現在37法人が存在する。しかし、それぞれの法人の中には、そもそも国の事務を行うものと一概に言えるか否か疑義があるものもある上、ある者に戸籍の謄抄本等の提出を求めたり、その

事務を遂行するために他人の戸籍の謄抄本等の交付請求をしたりする蓋然性を有しているとは認め難い法人もある。また、これらの法人の中には、その役員、職員が公務員とみなされず、かつ、守秘義務を負わない法人もある。以上のとおり、これらの法人については、多種多様なものがあり、国又は地方公共団体による関与の程度もまちまちであって、国又は地方公共団体と同様に扱うことがふさわしいか否かの判断は困難である。②これらの法人は、「国又は地方公共団体の事務を行う機関等」に該当しない場合であっても、第1の第三者請求の要件に従い、自己の権利又は権限を行使するために必要があることを明らかにすること等によってその謄抄本等の交付請求をすることができるので、特段これらの法人について要件を緩和する強い理由はなく、逆に確たる理由もなくこれらの一定の公法人についてのみ要件を緩和することは、これらの法人に対する合理的な理由なき特権付与（公用請求の側面）又は戸籍の謄抄本等の交付請求事由の不適切な拡大（公的機関への提出の側面）との非難を免れないものと考えられる。③法文上は「国若しくは地方公共団体の事務を行う機関等」と抽象的に規定して、その範囲を解釈にゆだねることも考えられるが、規律の内容が極めて不明確となり、適当でないものと思われる。

## 5 有資格者による職務上請求

### (1) A案

弁護士等は、次の場合には、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる。

#### A 1 案

受任事件の依頼者の氏名を明らかにするとともに、その依頼者につき

(1) アの必要があることを明らかにした場合又はその依頼者につき(1)イに該当する場合

#### A 2 案

受任事件の依頼者につき(1)アの必要があることを明らかにした場合又はその依頼者につき(1)イに該当する場合

### (2) B案

弁護士等は、使用目的及び提出先を明らかにした場合は、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる。

### (3) C案

(A1案又はA2案の例外として) 弁護士又は司法書士法第3条第2項に規定する司法書士が使用目的及び提出先を明らかにした場合は、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる。

(注1) A1案及びA2案は、前記1の第三者請求のA1案のみを前提にしたものである。第三者請求についてそれ以外の提案が採用された場合には、それに応じて表現振りは異なってくる。

(注2) パブコメの結果、本提案に関する意見は完全に分かれたが、提出された意見の中で、訴訟代理権を有する資格者については特に守秘の必要性が高く、依頼者の氏名や請求の理由を詳細に記載させるのは不適切との意見が少なからずあったため、C案を新たに掲げた。なお、B案又はC案をとる場合、依頼者が観念できない固有権限行使に際しての要件についてどう考えるかを検討する必要がある(補足説明21頁)。特に、C案をとる場合には、訴訟代理権を有する弁護士又は認定司法書士についてのみB案によることになるので、そのような扱いを正当化する根拠は訴訟対応の必要性ということになるが、そうであれば、弁護士又は認定司法書士であっても特定の依頼者を代理して訴訟を行うことが観念できない破産管財人等としての固有権限を行使する場合はB案によることはできず、他の有資格者同様第三者請求によるとの整理になるか。

## 6 本人確認等

試案第1・2(1)(2)のとおりでよいか。

(注) パブコメの結果、代理権限確認の際、委任者本人の運転免許証等の写しの提出を求めるべきであるとの意見が相当数出された。市町村長の判断で事案によってこのような資料の提出を求める扱いを否定するものではないが、全国一律に行うべき定型的な本人確認等の方法の例示として要綱に掲げることは不適當か。